

地域リハビリテーション支援体制 整備推進事業について

1-1 事業の目的と定義

地域リハビリテーション支援体制整備推進事業の目的

「地域リハビリテーション支援体制」の充実・強化を図る。

○「地域リハビリテーション支援体制」とは

高齢者や障害者がいつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるように、予防から急性期、回復期、維持期の各ステージにおいて、切れ目なく、幅広いリハビリテーションの適切な提供を行うため、地域リハビリテーション関係機関の有機的な連携体制の整備を図るもの。

○「地域リハビリテーション」とは

障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、安全に、いきいきとした生活が送れるように、医療や保健、福祉と生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべて。

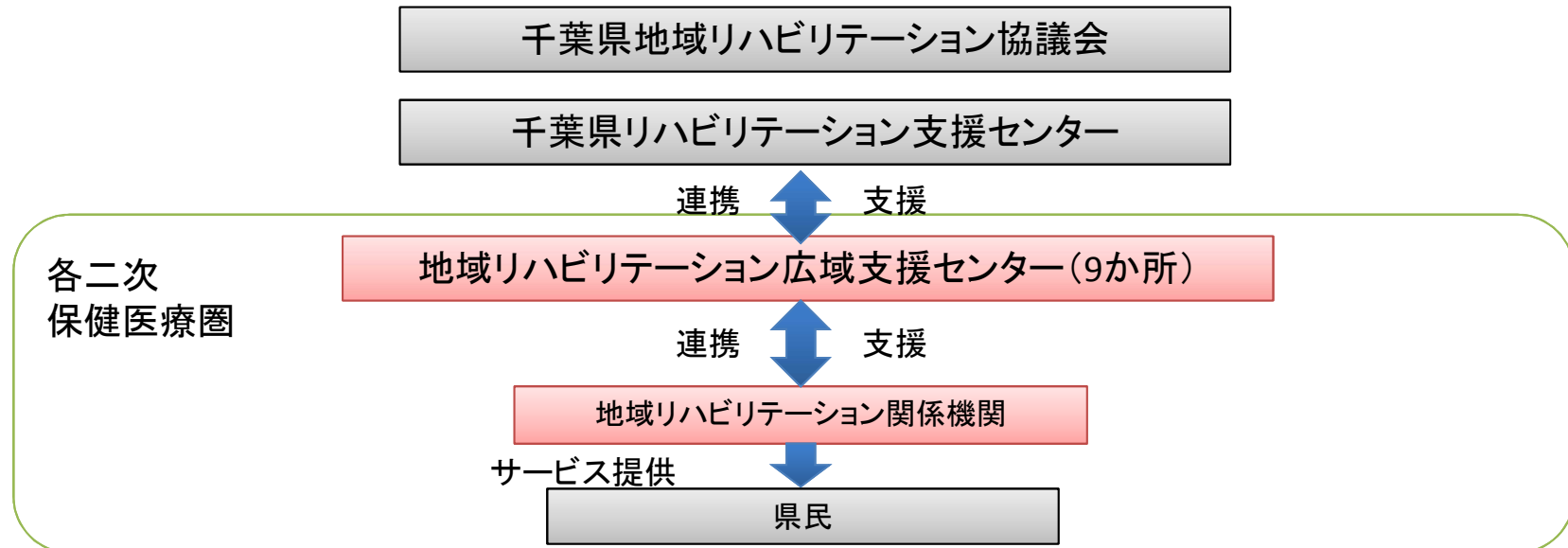
1-2 事業の経緯

年度	主な動向
平成12年度	「地域リハビリテーション推進事業実施要綱」に基づく国庫補助事業として開始
平成13年度	「千葉県地域リハビリテーション連携指針」の策定
平成14年度	千葉県地域リハビリテーション協議会の設置（事業の開始）
平成18年度	国庫補助終了後、国「地域リハビリテーション推進のための指針」を受け、県単独事業として継続実施
平成19年度	「千葉県地域リハビリテーション連携指針」の改訂
平成21年度	脳卒中リハビリテーション支援体制推進事業の開始
平成23年度	脳卒中リハビリテーション支援体制推進事業の終了
平成24年度	リハビリ専門職と地域包括支援センターとの協働事業の開始
平成26年度	<ul style="list-style-type: none">・リハビリ専門職と地域包括支援センターとの協働事業の終了・医療介護総合確保促進法の制定に伴い、同法に基づく国交付金を活用した事業として継続実施

1-3 事業の柱 (H26年度)

NO	事業項目	事業内容
1	協議会運営	連携指針の検討、支援センターの指定更新、リハビリテーション支援体制に関する事項等について協議する。
2	支援センター設置	①県リハビリテーション支援センター(1か所) 委託先:千葉県千葉リハビリテーションセンター ②地域リハビリテーション広域支援センター(9か所) 委託先:次スライド参照
3	調整者養成研修	対象者:市町村職員、リハビリ関係機関従事者等 目的:適切なリハビリテーションサービス提供のためのコーディネート力を養成する。
4	リハ専門職と地域包括支援センターとの協働事業	地域包括支援センターがリハビリサービスの提供について専門職に相談できる体制を構築する。(委託先:千葉県千葉リハビリテーションセンター)

(連携のイメージ図)



1-4 地域リハビリテーション広域支援センターの指定状況

地域の实情に合わせた地域リハビリテーションを推進するため、2次保健医療圏毎に1か所指定。

【指定基準】

1 下記の施設基準を満たすこと。

- ①「脳血管疾患等リハビリテーション科(Ⅰ)」
 - ②「脳血管疾患等リハビリテーション科(Ⅱ)」
 - ③「脳血管疾患等リハビリテーション科(Ⅲ)」
- かつ「運動器リハビリテーション科(Ⅰ)」又は「運動器リハビリテーション科(Ⅱ)」

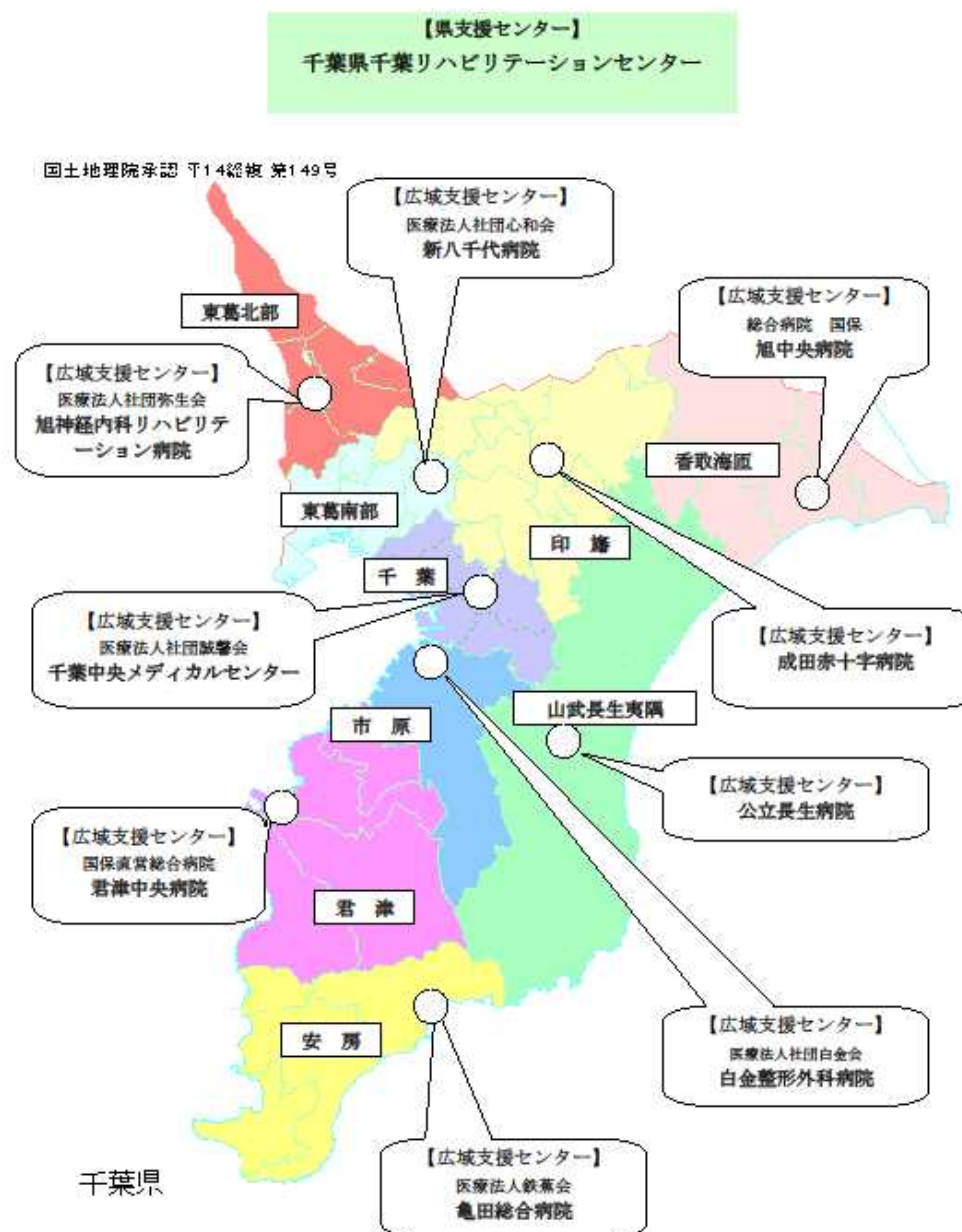
* 原則として①を基準とするが、圏域の状況により②、③の基準を加える。

2 地域リハビリテーションの理念に十分な理解があり、圏域の市町村及び関係医療機関等と良好な連携関係にあり、地域リハビリテーション広域支援センターの機能が遂行できる施設。

【指定期間】

2年間(更新あり)

地域リハビリテーションの支援体制整備状況



1-5 支援センターの事業内容

	【機能・役割】 （「地域リハビリテーション連携指針」より抜粋）	【事業内容】（H26年度）
<p>県リハビリテーション支援センター</p> <p>（以下、「県支援センター」と記載）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域支援センターへの助言、人的支援及びリハビリテーションに関する研修を実施 ・関係団体へ医療機関との連絡調整を密に行う「連絡調整会議」等の開催 ・医療・福祉に係るリハビリテーション資源の調査・提供 ・広域支援センターとともに課題の分析・具体的事業計画の立案 ・地域リハビリテーション関係機関や住民等を対象とした講演会等の開催 ・住民及び広域支援センターへの福祉用具、住宅改修等の相談対応の支援 ・地域リハビリテーション推進事業の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ①ネットワーク事業 担当者連絡会議の開催、在宅リハビリテーション連携に係る連絡体制の整備等 ②育成支援事業 広域支援センターへの講師派遣、事業協力等 ③啓発・情報提供事業 関係機関や住民を対象としたフォーラムの開催等 ④リハビリテーション専門職と地域包括支援センターの協働事業
<p>地域リハビリテーション広域支援センター</p> <p>（以下、「広域支援センター」と記載）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、保健所及び医師会などの地域リハビリテーション関係機関からなる「連絡協議会」を開催し、地域リハビリテーション関係機関相互の連携支援体制を構築 ・リハビリテーション資源の調査・情報収集・提供 ・圏域における課題の分析 ・地域リハビリテーション関係機関従事者への技術的援助 ・地域リハビリテーション関係機関や住民を対象とした研修会・講演会の開催 ・地域リハビリテーション関係機関や住民への福祉用具・住宅改修の相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> ①ネットワーク事業 連絡協議会の開催等 ②育成支援事業 研修会・講演会の開催、相談対応等 ③啓発・情報提供事業 地域住民等へのリハビリ事業の普及啓発等を、各圏域の実情に合わせて実施。